

震災対応を機に考えるべき 学生への経済的支援の課題

東日本大震災を受け、多くの大学が受験生や学生に対する経済的支援に乗り出した。大学は、これを災害対応という一時的な支援に終わらせず、「経済的事情にかかわらず、能力と資質に応じて誰もが高等教育を受けられる社会」の実現に向けた第一歩とすべきだろう。学費政策が専門の小林雅之教授に、その実現に向けた課題を提起してもらおう。

卒業までを視野に入れた 長期的支援の必要性

このたびの東日本大震災は、大学にも甚大な影響をもたらしている。政府や日本学生支援機構などの公共機関だけでなく、民間企業、民間団体、大学などが、奨学金の創設や授業料減免など、さまざまな形で、被災学生への経済的支援の手を差し伸べている。

日本学生支援機構では、被災者を対象に随時、緊急・応急採用奨学金の申請を受け付けている。文部科学省の調査では、すべての国立大学が学生への何らかの経済的支援を実施しており、とりわけ授業料免除は86校中81校が実施している。また、公立大学でも回答のあった101校中約6割の59校、私立大学でも回答した246校中6割強の157校が授業料免除を実施している。

このほか、授業料減額あるいは納付猶予をしている国公立私立大学も多い。また、大学独自の奨学金で支援している私立大学も121校に上っている。イリノイ大学などアメリカの大学でも、被災者支援のための奨学金を創設する構想があるという（以上の情報はいずれも5月中旬現在）。

こうした非常時には学生に対する支援が最も必要とされる。今こそ、

東京大学大学総合教育研究センター教授

小林雅之

こばやし・まさゆき

1953年生まれ。東京大学大学院教育学研究科博士課程単位修得退学。放送大学教養学部助教授などを経て現職。博士(教育学)。専攻は教育社会学。主な編著書に『世界の教育』(共著、放送大学教育振興会)、『進学格差』(ちくま新書)、『大学進学への機会』(東京大学出版会)など。



学生支援はその存在と役割が問われていると言っている。教育基本法第4条第3項では、「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」としている。今まさに、その理念の具体的な実践が問われているのである。

先に簡単に紹介したように、震災を受けて多くの組織から支援がなされている。しかも、その中には、日本ではあまり見られない給付型の奨学金、つまり返済の必要のない奨学金を創設した例があることも注目される。しかし、多くの支援は、今回の震災に対応した一回限りのもの、あるいは単年度、長くても2年程度のものであるようだ。被災した学生にとっては、1年限りのことではなく、卒業までの支援が必要である。そこまで踏み込んだ長期的な支援を行っていくことが、今後の大きな課題で

あると言えよう。

複数の方法を組み合わせ 効果的な支援を

長期的な学生支援を考えるために、ここでは、震災対応にとどまらない一般的な学生支援について、検討してみたい。一口に学生支援と言っても、経済的支援だけでなく、学生相談、キャリア・ガイダンスなど、さまざまな学生支援・留学生への支援の方法があるが、ここでは学生や保護者の教育費負担軽減のための経済的支援に限定して紹介したい。学生への経済的支援に限ってもさまざまな方法がある。各国で行われている学生への経済的支援には次のようなものがある。

- 学費の無償・低額の授業料
- 給付型奨学金
- 授業料減免
- 貸与奨学金

- 貸与奨学金の返済猶予・免除
- 補助(子育て、成人学習などが対象)
- 補助労働手当、ワークスタディなど

学費の無償あるいは低額の授業料は、すべての学生や家計への教育費負担を減らすもので、効果は大きい。しかし、財政的な負担が大きい。これに対して、給付型奨学金や授業料減免は特定の学生を対象とする。給付型奨学金と授業料減免は、形式は異なるものの教育費負担軽減策としては同じものと考えていい。

また、補助は、子どもを持つ学生や介護を必要とする家族を持つ学生など、特定の学生に対してなされる現金給付である。最後のワークスタディは、大学に関連する簡単な仕事(図書館受付、キャンパスツアーガイドなど)で、大学教育の一環であると同時に学生への経済的支援も行うものである。

こうした目に見える直接の学生支援だけではない。高等教育機会の供給、例えば、自宅から通学できる大学や学部が創設されれば、アパートなどの自宅外生活費が掛からず、教育費負担を軽減できる。サテライト・キャンパスや放送大学、eラーニング

も、新しい高等教育機会の提供による学生への支援の方法である。このようなさまざまな方法を工夫して組み合わせ、限られた財源の中で、教育費負担の軽減のために効果的な学生支援をしていくことが、何より求められているのである。

金融の情報ギャップが 各国で大きな問題に

さらに、ここでは、学生への支援にかかわる新たな視点として、情報ギャップの問題と金融教育の必要性を取り上げたい。と言うのは、こうした学生への経済的支援についての認知度・理解度には、高校生あるいは保護者によって大きな差があるからである。特に、利子付きの貸与奨学金を利用する場合には、利子に関する金融知識が必要である。しかし、こうした金融知識には、所得階層によって差があり、低所得層ではローンや利子について理解していない保護者もいる。こうした実態は情報ギャップと呼ばれ、アメリカ、イギリス、中国などの各国で大きな問題となっている。

日本では、こうした問題はあまりないと考えられるかもしれない。しかし、全国の高校生と保護者各4000人を対象とした調査(東京大学大学経営・政策センター実施)では、図表1のように、日本学生支援機構の奨学金の存在を認知していない保護者の割合は、大学進学希望の場合のほうが高い。このことは、日本でも情報ギャップの問題があることを示唆している。

割合は、大学進学希望の場合のほうが高い。このことは、日本でも情報ギャップの問題があることを示唆している。

中学段階からの 金融教育が必要

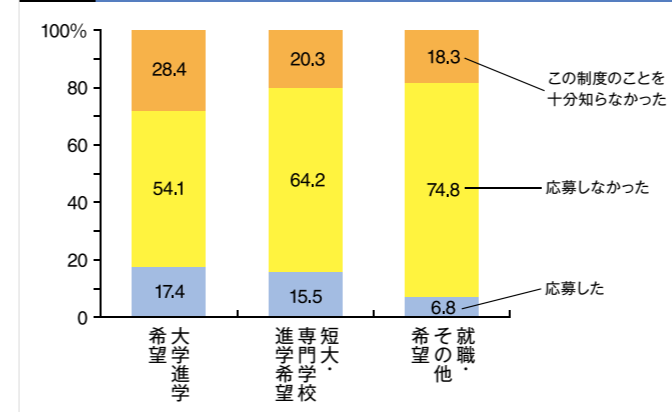
情報ギャップの問題が、日本の高校生やその保護者にも存在することが確認された。とりわけ問題だと思えるのは、中学生やその保護者の場合である。と言うのは、日本では、大学進学の可能性はいわゆる普通高校に進学するか、専門高校に進学するかによって大きく左右されるからだ。高校選びの段階で大学進学を断念する親や中学生も少なくないかもしれない。

経済的理由だけで進学を諦める生徒やその保護者をなくし、教育機会の均等を達成することが、学生への経済的支援の本来の目的である。こうした点もふまえて、高校生や大学生だけでなく、中学生から学生支援に関する情報を十分に提供する方策を考えていく必要がある。

アメリカでは、入学時と卒業時に、ローンなどの金融問題についてガイダンスすることが大学に義務付けられている。さらに、中学や高校での金融教育についても議論されている。

我が国でも、中学生や高校生、その保護者が、大学在学中のファイナンシャルプランや卒業後の将来設計を明確に立てられ、明るい見通しを持って進路選択ができるように、大学段階だけでなく、中学や高校から金融教育プログラムを提供するなど、学生支援の具体的な方策が求められているのである。

図表1 日本学生支援機構の奨学金に関する保護者の認知度(希望進路別)



出典/学術創成科研(金子元久研究代表)「高校生保護者調査」2005年、東京大学大学経営・政策センター
※希望進路は、保護者側の希望